

知財戦略なくして「日本成長戦略」なし

GPT-5.6 Sol

17 分野・370 兆円超の官民投資を「技術で勝って、ビジネスでも勝つ」成果へ変えるために

2026 年 7 月 21 日、「日本成長戦略」が閣議決定されました。AI・半導体、量子、防衛、航空・宇宙、マテリアル、合成生物学・バイオ、創薬・先端医療、GX、フードテック、コンテンツなど 17 の戦略分野を対象に、62 の「主要な製品・技術等」を特定し、2040 年度までに官民合わせて累計 370 兆円を超える国内投資を見込む大規模な戦略です[1]。

金額の大きさに目を奪われがちですが、知財関係者だけでなく、経営者、研究開発部門、事業部門、IR 部門にぜひ注目してほしい記述があります。

日本成長戦略は、「知財を戦略的に取得・活用する企業経営」を推進すると明記したうえで、次の施策を一続きの政策パッケージとして掲げました[1・42 頁]。

- ・ 知財訴訟における証拠収集手続の充実・強化
- ・ 成長投資のボトルネックとなり得る権利侵害を抑制する法制上の措置
- ・ 17 の戦略分野における、国内外の特許等の知財情報を活用した IP ランドスケープ
- ・ 国等が支援する研究開発投資についての権利侵害の事前調査と、成果の適切な知財取得
- ・ 知財に関する集団的な権利行使を可能とする仕組み
- ・ 有価証券報告書における知財・無形資産の開示を促進する制度

最後の開示制度については、2026 年度中を目途に方針を示すとされています。

知財は「研究開発後の手続」ではなく「成長投資そのものの」

この記述の位置付けは重要です。知財が、知財政策だけを扱う独立した章に置かれているわけではありません。17 の戦略分野への投資を全国へ広げるための「8 つの分野横断的な課題」の筆頭である「新技術立国・競争力強化」の施策として盛り込まれています。

さらに、日本成長戦略は「成長投資」を、人的投資、設備投資、研究開発投資と並べて、「知財・無形資産投資」を含むものと定義しています[1・41 頁、脚注 69]。

これは、知財を研究開発の後に発生する出願・管理コストとしてではなく、投資先の選定、競争優位の構築、投資成果の保護、事業収益の確保、企業価値の説明までを貫く成長投資の基盤として捉える考え方です。

研究開発費を増やすだけでは、成長にはつながりません。第三者の権利で事業化できなければ投資は回収できず、成果を適切に権利化・秘匿できなければ模倣を許し、優れた技術を持っていても市場や標準を押さえられなければ利益は他社に流れます。逆に、どの市場で、どの技術を、どの権利とルールで押さえ、どのように収益へ結び付けるかまで設計できれば、研究開発は初めて「稼ぐ力」へ変わります。

政府自身が IP ランドスケープを行う意味

今回、とりわけ注目すべきは、17 の戦略分野について政府が IP ランドスケープの実施を検討する点です。

日本成長戦略の脚注 71 は、その内容を、成長戦略の推進に際して「事業情報（市場動向、技術・標準化トレンド）等に知財情報を組み込んだ分析」を行い、その分析結果である「現状の俯瞰・将来展望等」を関係省庁と共有すること、と説明しています[1・42 頁]。

つまり、IP ランドスケープは、特許件数のランキングや見栄えのよい特許マップを作ることではありません。市場、競合、技術、知財、標準化を重ね合わせ、日本がどこで勝てるのか、どこにリスクがあるのか、どこへ資金・人材・政策支援を集中すべきかを判断するためのインテリジェンスです。特許庁の実践ガイドブックも、IP ランドスケープを経営戦略・事業戦略の意思決定につなげる取組として整理しています[3]。

政府レベルでこれが実装されれば、補助金や政府調達を含む公的資金の配分を、技術の将来性、競争環境、権利関係、標準化の可能性まで踏まえて検討する基盤にな

り得ます。同時に、縦割りになりやすい研究開発政策、知財政策、標準化政策、産業政策をつなぐ共通言語にもなります。

「攻め」と「守り」と「説明」を一体化する

今回の政策パッケージは、知財戦略を次の一連の循環として捉えています。

調べる・見極める → 投資する → 権利を取得・秘匿する → 活用し、侵害を排除する → 企業価値として開示する → 次の投資を呼び込む

ここで重要なのは、「攻めの知財」と「守りの知財」を分けないことです。

IP ランドスケープは有望な市場と技術を見極める「攻め」の機能です。権利侵害の事前調査、いわゆる FTO (Freedom to Operate) 調査は、事業化を妨げる第三者権利を早期に把握する「守り」の機能です。戦略的な権利取得、秘匿、標準化、ライセンスは投資成果を収益へ変える機能であり、訴訟手続や集団的権利行使は、その収益基盤を侵害から守る機能です。そして、有価証券報告書での開示は、その取組を投資家の評価と次の資金調達へ結び付ける機能です。

知財戦略は、これらを別々に行う活動ではなく、一つの価値創造ストーリーとして設計しなければなりません。

企業が今から始めるべき 6 つの取組

制度の詳細が決まるのを待つ必要はありません。企業は少なくとも、次の 6 点に着手すべきです。

1. **知財戦略を取締役会・経営会議の議題にする**
出願件数や維持費だけでなく、経営戦略、事業ポートフォリオ、研究開発投資、M&A、海外展開と知財との関係を議論する。
2. **重点事業ごとに IP ランドスケープを実施する**
市場・競合・技術・特許・標準化を統合し、「どこで勝つか」「どこで組むか」「どこから撤退するか」を明確にする。
3. **FTO 調査を投資のステージゲートに組み込む**
研究テーマの採択時、試作時、量産投資前、海外展開前など、段階ごとに第

三者権利を確認し、設計変更、無効化、ライセンス等の選択肢を早期に準備する。

4. **知財ミックスと標準化を事業設計に組み込む**

特許だけでなく、営業秘密、データ、ソフトウェア、意匠、商標、著作権、契約、国際標準を組み合わせ、模倣困難性と市場支配力を高める。

5. **権利行使に耐える証拠と体制を整える**

発明・創作の記録、秘密管理、契約、侵害監視、証拠保全、訴訟・ライセンス方針を平時から整備する。権利は、保有しているだけでは競争力にならない。

6. **知財・無形資産と企業価値の因果関係を説明する**

「特許を何件持つか」ではなく、どの知財・無形資産に投資し、それが顧客価値、競争優位、売上、利益率、ROIC、リスク低減、将来の成長へどうつながるのかを、KPIと具体例で示す。

知財部門は「経営インテリジェンス部門」へ

2026 年 6 月に決定された「知的財産推進計画 2026」は、17 の戦略分野における IP ランドスケープ、知財・無形資産投資の可視化、権利保護・権利行使の強化などを掲げました[2]。今回、それらが日本全体の投資と競争力を方向付ける「日本成長戦略」に明記されたことには、大きな意味があります。

もちろん、現時点では「検討」とされた項目が多く、法制度や運用の具体化はこれからです。政策文書に書かれただけで、日本企業が直ちに「技術で勝って、ビジネスでも勝つ」ようになるわけではありません。

だからこそ、企業側の行動が問われます。

これからの知財部門の使命は、発明を受け付け、出願し、権利を管理することだけではありません。事業・研究開発・法務・標準化・IRをつなぎ、外部環境を読み、投資先を見極め、競争優位を設計し、投資成果を守り、収益と企業価値へ結び付ける「経営インテリジェンス部門」へ進化することです。

知財戦略のない成長投資は、守られていない投資です。

日本成長戦略が示したのは、知財が大切だという抽象論ではありません。知財を経営と投資の中核に据えなければ、370 兆円を超える官民投資も、日本の持続的な競争力と稼ぐ力には変わらないという、極めて現実的な問題提起です。

知財を「コスト」から「投資」へ、「管理」から「経営」へ、「件数」から「価値創造」へ。今こそ、企業の知財戦略を根本から再設計するときです。

参考資料

[1]内閣官房「日本成長戦略」(2026 年 7 月 21 日閣議決定)、特に 1 頁、3 頁、41～42 頁。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/pdf/jgs2026.pdf>

[2]知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026」(2026 年 6 月 12 日)。

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf

[3]特許庁「経営戦略に資する IP ランドスケープ実践ガイドブック」(2024 年 6 月 24 日)。

<https://www.jpo.go.jp/support/example/ip-landscape-guide/>

(最終閲覧日:2026 年 7 月 23 日)

※本稿は公表資料に基づく整理・考察です。今後の法制化、制度設計および運用により、施策の内容は変更される可能性があります。